

【 検 査 】**８１ ＨＣＶ核酸検出及びＨＣＶ核酸定量とＨＣＶコア蛋白又はＨＣＶコア抗体の併算定について****《令和６年３月２９日》****○ 取扱い**

- ① Ｃ型肝炎に対するＤ０２３「９」ＨＣＶ核酸検出とＤ０１３「５」ＨＣＶコア蛋白又はＤ０１３「７」ＨＣＶコア抗体の併算定は、原則として認められない。
- ② Ｃ型肝炎に対するＤ０２３「１５」ＨＣＶ核酸定量とＤ０１３「５」ＨＣＶコア蛋白又はＤ０１３「７」ＨＣＶコア抗体の併算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ＨＣＶ核酸検出、ＨＣＶ核酸定量、ＨＣＶコア蛋白、ＨＣＶコア抗体は、いずれもＣ型肝炎ウイルス量などを反映し、Ｃ型肝炎の治療方法の選択や治療経過の観察に用いられるものであり、ＨＣＶ核酸検出とＨＣＶコア蛋白又はＨＣＶコア抗体の算定、ＨＣＶ核酸定量とＨＣＶコア蛋白又はＨＣＶコア抗体の算定は過剰と考えられる。

このため、Ｃ型肝炎に対するＤ０２３「９」ＨＣＶ核酸検出とＤ０１３「５」ＨＣＶコア蛋白又はＤ０１３「７」ＨＣＶコア抗体の併算定及びＤ０２３「１５」ＨＣＶ核酸定量とＤ０１３「５」ＨＣＶコア蛋白又はＤ０１３「７」ＨＣＶコア抗体の併算定は、原則として認められないと判断した。